

4-2 実現化に向けた主要施策の取り組み

目標	方針	対策・施策等
<p>目標① 良好な都市機能が整備され、町民が豊かに暮らせるまちづくり</p> <p>目標② 高野町らしい歴史文化資源・自然を活用した、観光振興による活気づいたまちづくり</p> <p>目標③ 町民が安心安全に暮らせる防災のまちづくり</p>	<p>①町民が暮らしやすく、観光客が観光しやすい地域づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> 行政・金剛峯寺が連携した整備（金剛峯寺前広場整備 等） 南海トラフ地震や集中豪雨等、大規模災害を想定した行政主導のインフラ整備
<p>目標② 高野町らしい歴史文化資源・自然を活用した、観光振興による活気づいたまちづくり</p> <p>目標④ 多様な世代・人々が協働するまちづくり</p>	<p>②高野町らしい歴史文化資源・自然の保全・活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> 資源周辺の環境整備（町民・事業者・行政の協働による連携） 外国人観光客へ向けた、案内サインの設置 「高野山観光情報センター」を拠点とした観光情報の発信、及び関係機関の間での連携
<p>目標① 良好な都市機能が整備され、町民が豊かに暮らせるまちづくり</p>	<p>③移住・定住対策の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> 医療施設の充実（小規模多機能型診療所等） 就学や就職を機に町外へ移った若者等に対し、高野町で安心して豊かに暮らせるような、IJU ターンによる移住促進事業の推進 高野町に住む若者が今後も安心して暮らせる住宅地の整備等の促進 町民へ空き家管理状況の聞き取りを行い、事業者が空き家を活用しやすくなるよう空き家バンク等の整備充実

4-3 マスタープランの見直し

都市計画マスタープランは、定期的に見直しを行うものとされており、和歌山県が定める「都市計画区域マスタープラン」や、高野町が定める「高野町長期総合計画」等の改訂を踏まえながら、定期的な見直しを行っていきます。

また、人口、土地利用動向、産業構造、行財政等の関連する計画の策定により、都市計画マスタープランを構成するフレームが大きく変化した場合には、随時見直しを検討します。

高野町

都市計画マスタープラン

1200年の歴史文化・緑豊かな自然を次世代へ継承し、誰もが安心安全・心豊かに暮らせるまち 高野町



高野町都市計画マスタープラン（概要版）



和歌山県 高野町 建設課
〒648-0281 和歌山県伊都郡高野町高野山 636
TEL : 0736-56-2934 FAX : 0736-56-3355

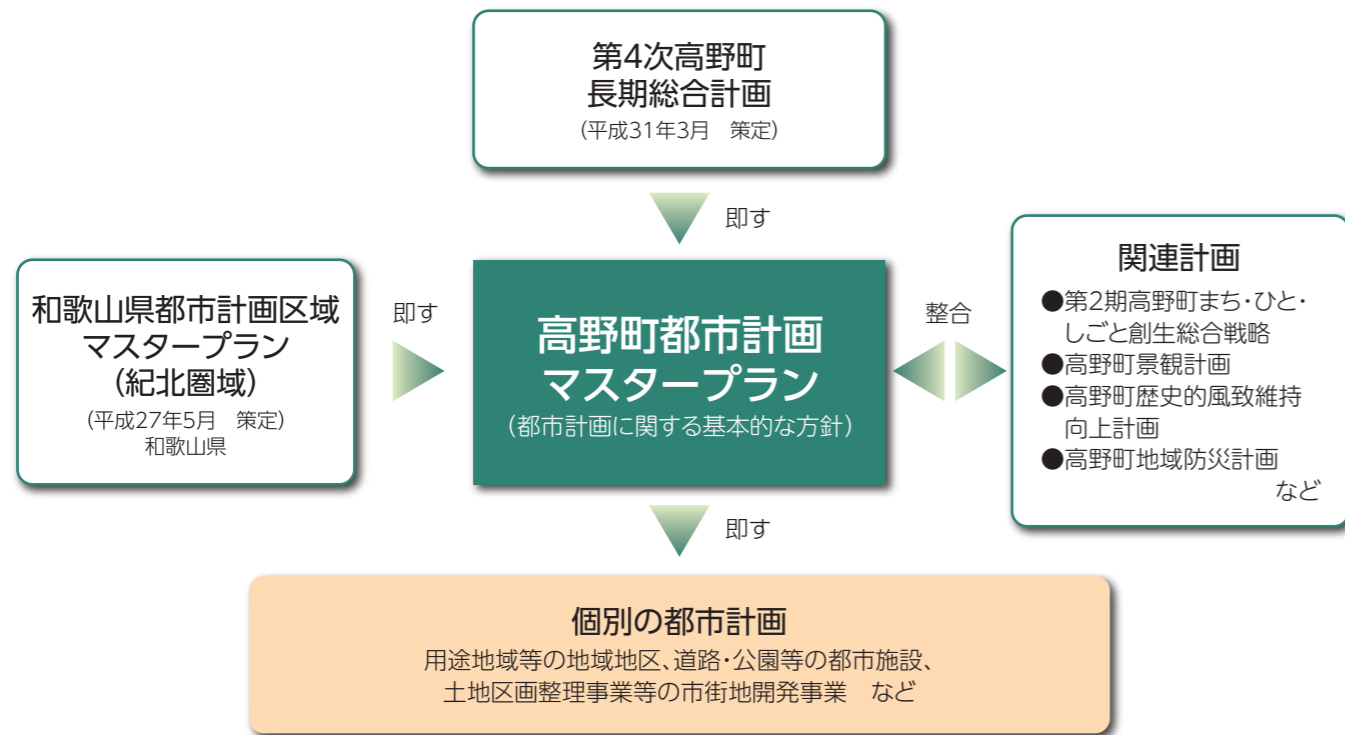
令和8年3月

高野町

1. 目的と位置づけ

高野町都市計画マスタープランは、上位計画であり高野町のまちづくりの理念となる「第4次高野町長期総合計画」などを踏まえ、都市全体の将来像や土地利用、都市施設整備のあり方などを明確にし、おおむね20年後の都市の姿を展望しつつ、都市計画の基本的な方針を示すものです。

1-1 位置づけ



1-2 目標年次

本マスタープランにおいては、令和7年度(2025年度)を計画期間の始期年次とし、都市計画の発展・成熟を想定し、20年先の令和27年度(2045年度)を目標年次とします。なお、社会経済情勢の変化などにより、必要に応じて見直しを行っていくものとします。

2. 目指すべき都市像

1200年の歴史文化・緑豊かな自然を次世代へ継承し、誰もが安心安全・心豊かに暮らせるまち 高野町

日本仏教における聖地「高野山」を有する高野町は、1200年の歴史を持ち、日本の伝統や仏教文化を守り、人々の信仰を集める都市として儼かな風情を現代でも濃く残しています。

今後は、緑豊かな自然に包まれた、これらの歴史・文化を保全しながら、多くの人々を受け入れる高野町の魅力を活かし、未来へと継承していきます。

また、魅力を未来へ継承していくためには人々の交流が重要であり、そのためには、交通インフラ等、安心安全に生活できる環境の整備が必要です。人々がずっと快適に住み続けられるようなまちづくりを進め、魅力を次世代へ繋いでいける体制を整えます。

魅力の向上及び継承を未来へ進めていき、居心地が良く、誰もが心安らげる「ふるさとのような場所」を目指します。

2-1 まちづくりの目標

- 目標1 良好な都市機能が整備され、町民が豊かに暮らせるまちづくり
- 目標2 高野町らしい歴史文化資源・自然を活用した、観光振興による活気づいたまちづくり
- 目標3 町民が安心安全に暮らせる防災のまちづくり
- 目標4 多様な世代・人々が協働するまちづくり

2-2 将来人口フレーム

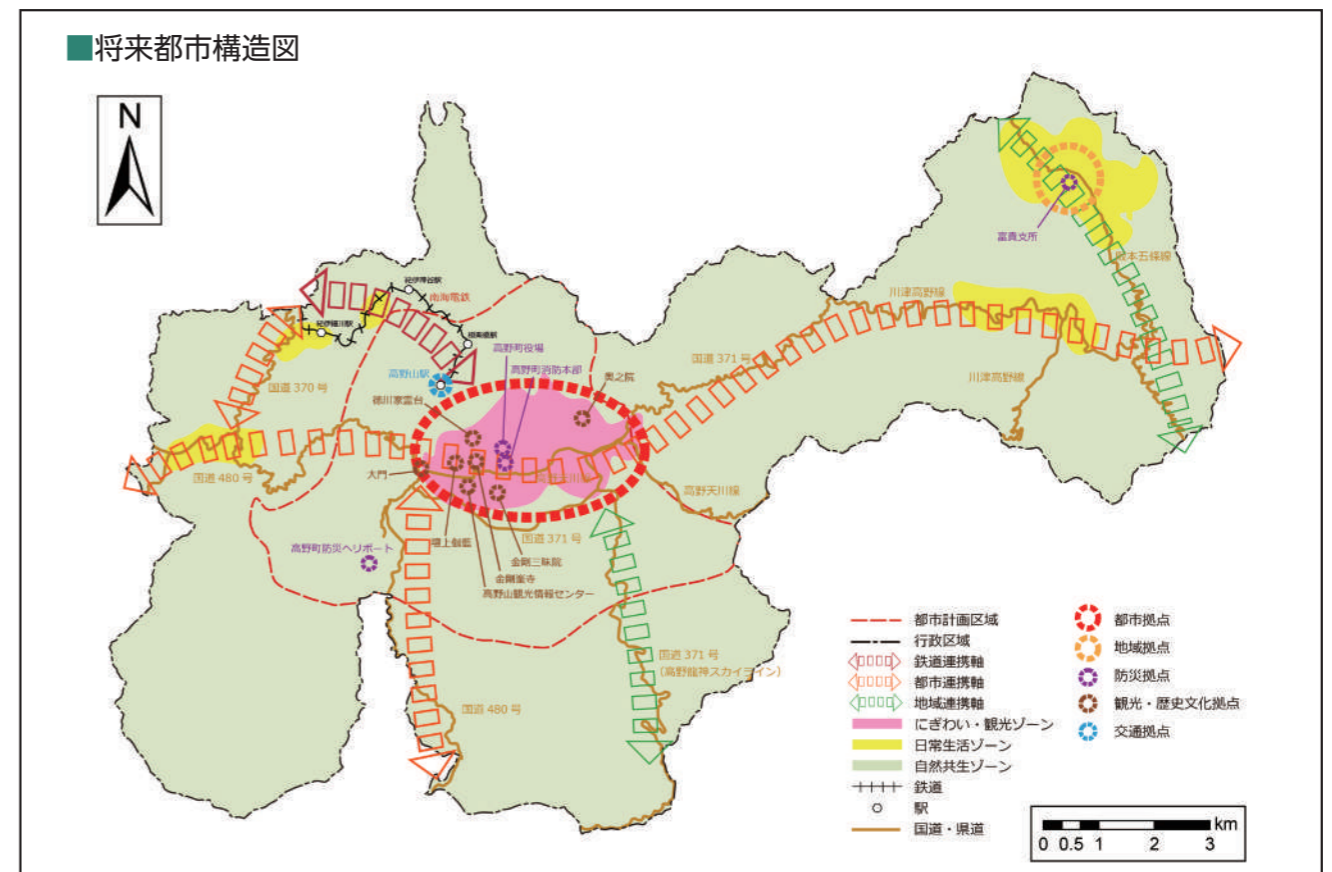
本マスタープランにおいては、国立社会保障・人口問題研究所の推計を基本とし、目標年の令和27年(2045年)の人口を約1,650人と想定します。

目標人口 令和27年(2045年):1,650人

2-3 将来の都市構造図

高野町の将来都市構造は、まちづくりの目標を踏まえた上で、都市機能の核となる地域を「拠点」、鉄道や道路など、高野町と周辺市町、または拠点同士を結ぶことで連携を促す「軸」、都市と歴史文化・自然を調和させる「ゾーン」の3つを設定します。

拠点	都市機能の核となる
軸	鉄道や道路など、高野町と周辺市町、または拠点同士を結ぶことで連携を促す
ゾーン	都市と歴史文化・自然を調和させる



3. 都市の整備方針

高野町都市計画マスタープランは、上位計画であり高野町のまちづくりの理念となる「第4次高野町長期総合計画」などを踏まえ、都市全体の将来像や土地利用、都市施設整備のあり方などを明確にし、おおむね20年後の都市の姿を展望しつつ、都市計画の基本的な方針を示すものです。

3-1 土地利用の方針

- 高野町では誰もが暮らしやすい環境を形成するため、適切な土地利用誘導・規制、無秩序な市街地の拡大防止等を進め、都市の機能性、利便性、安全性の向上を図ります。
- 高野町独自の歴史文化、及び長年にわたり保全されてきた緑豊かな自然を守りながら、住環境との調和を図ります。また、都市部周辺の集落地についても、住環境と農地環境の調和を図ります。

- ・住環境・歴史的環境・自然的環境が調和した、高野町らしい土地利用の形成
- ・日常生活を不自由なく過ごせる環境の形成
- ・1200年の歴史を未来へ残していくための歴史文化・緑・景観の保全

(1) 住宅地の配置

- ・高野天川線沿いや鶯谷の低層住宅が多くみられる地域は、安全でのびのび暮らすことのできる住環境の整備を図ります。
- ・狭あい道路の解消等、安全な住環境の促進を図ります。
- ・医療・福祉などといった生活に必要な施設を誘導し、利便性の向上を図ります。
- ・空き家等の活用を進め、移住促進を図ります。

(2) 商業・観光地の配置

- ・寺院、宿坊、土産物店、飲食店が多く立地する高野天川線沿いの地域については、商業・観光機能の維持・向上を図ります。
- ・町外から自動車及びバスで訪れる観光客を想定し、オーバーツーリズムによる道路の渋滞及び路上駐車などのトラブルを防ぐため、駐車場の配置見直し及び駐車可能台数の再検討など、観光業の推進に伴う環境の整備を図ります。
- ・既存の商店街の活性化のために、歩行者空間の充実、回遊性の向上、魅力ある店舗づくりへの支援など商業・観光地としての魅力の向上を図ります。
- ・空き店舗等の活用を進め、商業・観光地の活性化を図ります。

(3) 農業・集落地の配置

- ・富貴地域や花坂地域などといった農業環境と住環境が調和した地域については、農地が保全されつつのどかな暮らしを送ることのできる、集落環境・地域コミュニティの維持・向上を図ります。
- ・集落内で安心して過ごすことができるよう、医療・福祉などといった生活に必要な施設の整備を図ります。
- ・空き家等の活用を進め、移住促進を図ります。

(4) 自然共生地の配置

- ・山間部に広がる森林については、豊かな自然環境を保全し、防災機能の維持を図ります。

3-2 交通施設の方針

- 日常生活におけるさらなる利便性の向上、安全性の維持、及び高野町を訪れる観光客がより町内を周遊しやすくなるような交通施設の整備を図ります。
- 道路については、安全で快適な道路環境を維持するため、計画的な補修・整備、カーブミラーやガードレールの設置等を進め、今後も進展が予測されている高齢者社会にも対応した整備を図ります。
- 公共交通については、南海電鉄、路線バスが運行されており、町民の生活を支える交通インフラとして、今後も路線の維持を図ります。また、地域交通の利便性向上に向けて、定時・定路線型乗合タクシー、デマンド型乗合タクシーも運行されており、さらなる利便性向上のために整備を図ります。

(1) 道路等の整備方針

- ・都市内幹線道路の整備
- ・地域幹線道路の整備
- ・その他生活道路の整備
- ・駅前広場の整備

(2) 公共交通の整備方針

- ・鉄道・路線バス・町営乗合タクシーのサービス維持・向上
- ・円滑な移動を促進させる、公共交通体系の改善
- ・交通弱者への対応

(3) 駐車場の整備方針

- ・観光客の急増(オーバーツーリズム)への対応

3-3 公園・緑地の方針

- 公園・緑地は、町民の憩いの場やスポーツ・レクリエーションの場のみならず、災害時の避難場所にも活用される等、様々な役割を持っています。今後も町民が豊かに住み続けられるよう、公園・緑地の整備を図ります。

- ・都市計画公園の整備
- ・高野町固有の緑地景観の整備・その他生活道路の整備
- ・高野町森林公園内の施設の維持管理・活用
- ・「宗祖弘法大師御入定千二百年御遠忌大法会」に向けた金剛峯寺前広場の整備

3-4 河川・上下水道の方針

- 河川については、治水機能や利水機能、環境機能を考慮し、関係機関と連携しながら、河川の安全性を高める取り組みや親しみやすい河川環境づくりに取り組みます。
- 上下水道については、便利に生活できる環境の整備に向けて、安全で安心な水の供給、衛生的な生活排水処理を推進するとともに、適正な管理運営を図ります。業・観光地の配置

(1) 河川の整備方針

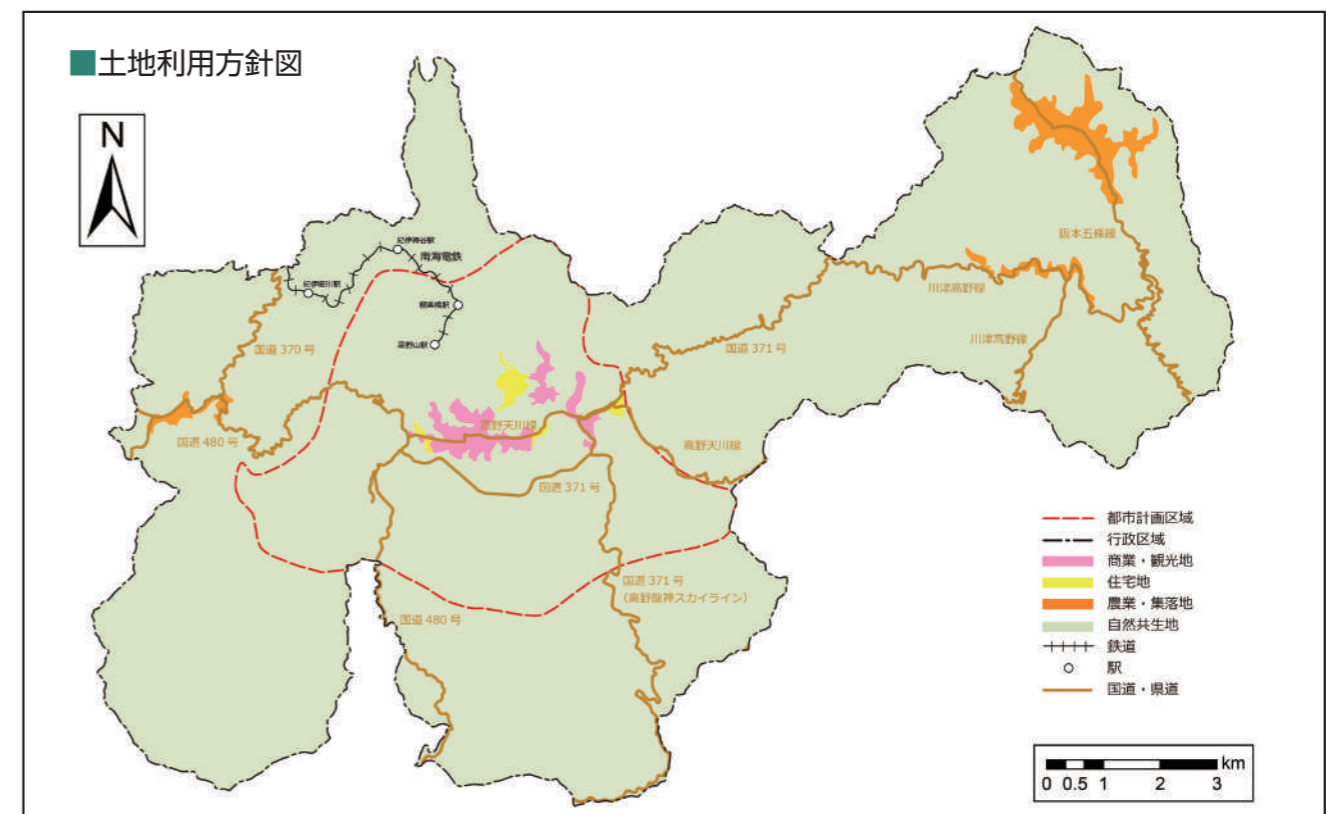
- ・災害時を見据えた浸水対策
- ・町民が心安らげる場としての河川環境の維持管理

(2) 上水道の整備方針

- ・水道施設等の維持管理
- ・災害時を見据えた対策

(3) 下水道の整備方針

- ・各種施設の維持管理
- ・雨水対策



3-5 その他都市施設の方針

- 「高野町公共施設等総合管理計画」等に基づき、老朽化した施設の改修等、長寿命化に向けた計画的な更新を図ります。また、公共施設の管理にあたっては、既存ストックの積極的な有効活用を通じて、予防保全型の継ぎ目のないメンテナンスサイクルの実施を図ります。
- 誰もがいつでも安心して生活できるよう、関係機関と連携し、地域医療体制の充実を図ります。

- ・供給処理施設の整備
- ・医療施設の整備
- ・教育施設の整備
- ・安心して過ごせるまちづくりの推進



▲高野山学びの社

3-6 市街地整備の方針

- 将来都市構造で位置づけた都市拠点は、商業、医療、教育等の生活サービス機能を有する施設を適切に配置し、面整備や公共施設の整備等を推進し、人・モノ・情報が集う高野町の中心としての機能充実を図ります。
- 今後新たな市街地の形成が予測される地域については、周辺環境と調和した一体的な土地利用が行われるよう住民のニーズ等も考慮しながら、総合的な基盤整備を図ります。

- ・観光施策と連携した面整備
- ・密集した市街地などの整備
- ・移住・定住の推進

3-7 歴史・自然環境保全の方針

- 高野町は、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」など、多くの歴史・文化資源を有しており、「高野町歴史的風致維持向上計画」に即した事業に取り組むとともに、資源の保全・活用を図ります。
- 高野町の歴史・文化・伝統等、故郷の誇りを学ぶふるさと教育を推進し、次世代に継承するための基盤整備を図ります。

ます。

- 町の多くを山林が占めており、緑豊かな景観が形成されています。各集落内に広がる農地も含めて、今後も景観の維持を図ります。

- ・文化財の管理
- ・歴史文化資源の活用

3-8 景観形成の方針

- 高野町は、景観法に基づき良好な景観の保全・形成を図るなど、景観行政を担う自治体である「景観行政団体」に位置づけられています。「高野町景観計画」や各種まちづくり施策などに基づき、高野町らしい自然や歴史・文化と調和した景観の形成を図り、修景整備を推進します。公共施設に関しても同様に、高野町景観条例に基づいた整備を図ります。
- 空き家及び空き地対策を進め、まちなみ景観の向上を図ります。

- ・高野町固有の趣あるまちなみ景観の保全
- ・当時のまま現代へ残されてきた参詣道・樹木の景観の保全
- ・関係団体と協働した景観の保全



▲とらや薬局(景観重要建造物に指定)

3-9 都市防災の方針

- 近年、地震や豪雨による災害が頻発化しており、今後に向けた災害への的確な対応が求められています。町民が安心して暮らすことの出来るよう、町全体として防災・消防力の強化を図ります。

- ・防災体制の強化
- ・都市基盤の強化
- ・災害関連調査の実施・各種防災関係計画の検証

4. 実現化の方策

4-1 まちづくりを推進するための考え方

「1200年の歴史文化・緑豊かな自然を次世代へ継承し、誰もが安心安全・心豊かに暮らせるまち 高野町」を実現させるには、町民、事業者、行政が一体となったまちづくりが必要不可欠です。お互いが目標や課題、進めていくべき施策を認識しながら、魅力ある高野町の実現を図ります。

(1) 町民、事業者、行政の役割

町民、事業者、行政のまちづくりにおける役割を以下のように整理し、役割分担と協働のまちづくりを推進します。

町民の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりの主役として、地域活動への主体的な参加や、町民同士の意見や知識の共有が期待されます。 ・まちづくりに関する住民説明会や意見交換会などでは、十分な議論や合意形成を図りながら、行政と一体となったまちづくりの実施が期待されます。
事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の構成員として、地域社会と調和を図りつつ公益的な活動に積極的な参加、協力が期待されます。 ・地域特性や町民のニーズなどを踏まえた、時代に合った事業の実施が期待されます。
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりの旗振り・調整役として、地域に密着しながら、主導的なまちづくり運営、及び町民と事業者の活動支援を図ります。 ・まちづくりの必要性、実施方法及びその過程などを情報提供するとともに、各主体によるまちづくり活動への支援を図ります。

(2) 都市計画制度の活用

地域の土地の所有者、まちづくりNPO、開発事業者などが都市計画の案を提案することができ、行政の作成する計画案に対して意見を述べるだけでなく、より主体的に都市計画に関わるための制度として、都市計画提案制度があります。今後は、こうした制度の活用を推進し、まちづくりや都市計画に対する町民の関心を高め、主体的な参画を促進します。

身近な生活空間において、町民や地域内の土地の権利者などが参画し、地域の特性に応じて、良好な都市環境の形成

を図るために必要な事柄を定める制度として、生活に密着した身近な地区において、土地や建物の所有者などが主体となって話し合い、考えを出しながら地区の将来像を描き、その実現に向けて身近な生活環境を整備したり、保全したりするきめ細やかな都市計画の制度である、地区計画制度があります。魅力あるまちなみの実現、土地の有効利用の促進など、自分たちが住むまちをより良いものにしていくためには、きめ細かなルールを設けることができる地区計画制度が有効であり、地区計画制度を活用しながら、地域住民が主

(3) グリーンインフラ、脱炭素社会、まちづくりDXの推進

今後の都市づくりにおいては、都市緑化の推進とエネルギーの面的利用によるグリーンインフラの構築、再生可能エネルギーの導入や建築物の省エネルギー化による脱炭素化、そしてこれらの施策を支えるデータの基盤整備と

デジタル技術の活用によるまちづくりDXの推進が不可欠です。そのため、都市緑地の保全・創出、公共交通機関の利用促進、低炭素建築物の促進、デジタル技術の活用等について、取り組みを進めていきます。